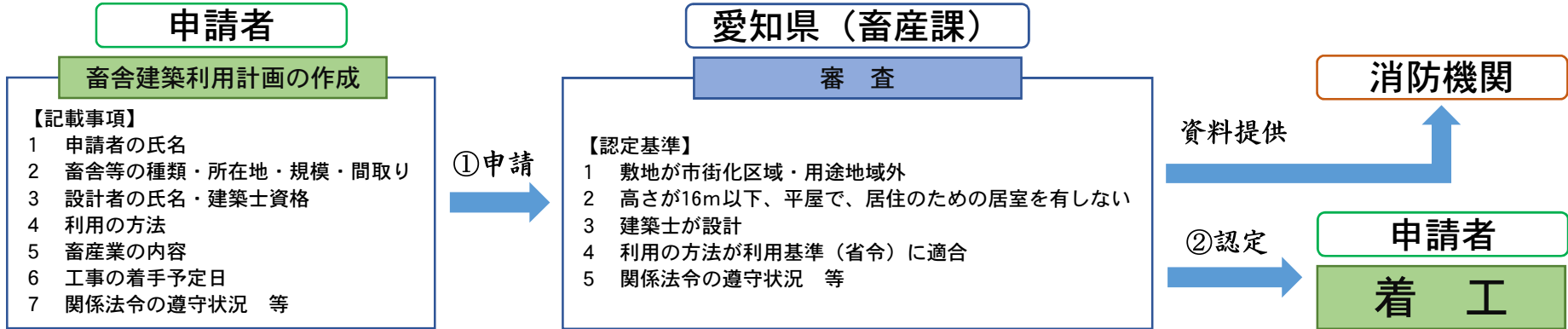


# 畜舎建築利用計画の認定に係る手続き

## 床面積3,000㎡以下の畜舎等（特例畜舎等）

※特例畜舎等の認定手続きは敷地・構造・建築設備の審査が行われませんが、敷地・構造・建築設備は技術基準に適合するものでなければならない。【畜舎特例法第7条】



## 床面積3,000㎡を超える畜舎等

※消防同意については、本県への申請段階で実施するため、手直しが生じる可能性があります。必要に応じて、指定確認検査機関の事前審査前に所管消防機関に事前相談等を行って下さい。

